

## 愛荘町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱

平成 23 年 3 月 3 日

愛荘町訓令第 9 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、愛荘町が発注する建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の業務の入札および契約手続(以下「入札等」という。)に関し、職員が外部から「働きかけ」を受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、入札等の透明性、中立性および公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(対象とする範囲)

第 2 条 この訓令において、「働きかけ」とは、入札等に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者を競争入札へ参加させることまたは参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に業務を受注させることまたは受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に有利となる発注方法または入札参加条件の選定を促す行為
- (4) 公表前に工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為
- (5) 公表前に入札参加予定者またはその数を聞き出そうとする行為
- (6) 非公表の設計金額、積算基準または最低制限価格を聞き出そうとする行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益または不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、働きかけの対象としない。

- (1) 不当要求行為に該当する行為で、その対応が別に定められているもの
- (2) 陳情書、要望書等書面で提出されたもの
- (3) 不特定の者が傍聴できる公開の場(町議会、審議会、公聴会等)で行われたもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (5) 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの

(記録および報告等)

第 3 条 職員は、働きかけを受けたときは、速やかに当該働きかけの内容等を働きかけに関する記録票(別記様式)に記録し、所属長、所属主監および管理課長を経て、町長に報告しなければならないものとする。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、管理課において当該働きかけを行った者(以下「相手方」という。)から意見聴取を行うものとする。

(必要な措置)

第 4 条 働きかけの内容が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 に規定する入札の公正を害すべき行為に該当するおそれのあるとき、または愛荘町建設工事等入札参加停止基

準に規定する入札参加停止の措置要件に該当するときは、警察等関係機関または公正取引委員会に通報するとともに、愛荘町契約審査会に諮るなどの必要な措置を講じるものとする。また、働きかけの内容により必要と認められるときは、愛荘町ホームページ等でその内容を公表するものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

働きかけに関する記録票

年 月 日

愛荘町長 様

入札および契約手続等に関して働きかけがありましたので、次のとおり報告します。

課 職氏名 ㊞

働きかけを受けた 日時および場所	年 月 日( ) 時 分頃 場所( )
働きかけの手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> その他( )
工事(業務)の名称	
働きかけをした相手方  *確認できた事項について記載のこと。	会社名等 : 役職・氏名等 : 連絡先 : (電話・住所等)
対応(受信)した職員 の所属・職氏名	
働きかけの内容	